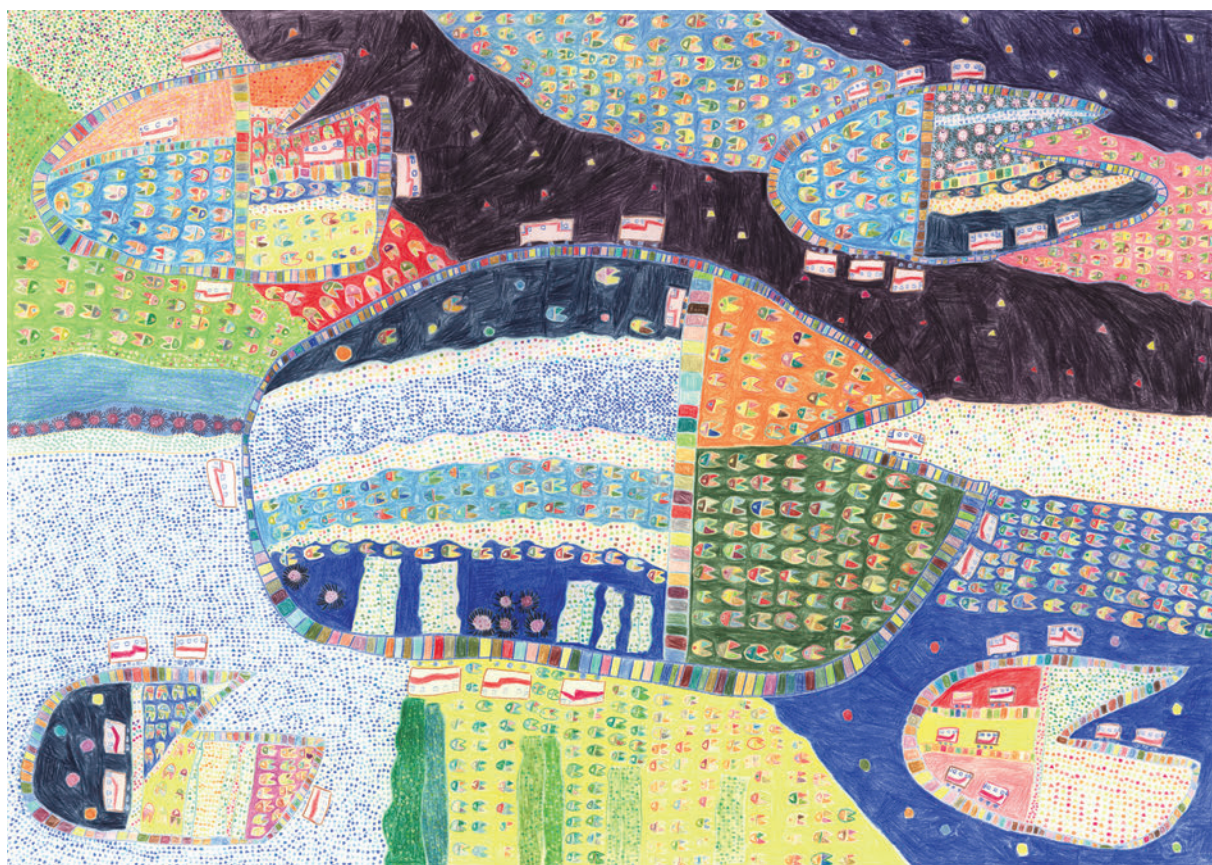


第7期  
普代村障がい福祉計画  
第3期  
普代村障がい児福祉計画



松家 圭輔さん「海深く魚肥ゆる三陸」

令和6(2024)年3月

岩手県 普代村



### 「障がい」の表記について

本計画においては、「障害」を「障がい」と表記します。ただし、法令名、告示の名称、法令からの抜粋、既に存する計画名については、そのままの表記とします。

## はじめに

### 「包み支え合う、福祉の村づくり ～ノーマライゼーション・ソーシャルインクルージョン～」 の実現に向けて



本村においては、令和3年（2021）年度から令和5（2023）年度までを計画期間とする「第6期普代村障がい福祉計画・第2期普代村障がい児福祉計画」を策定し、「包み支え合う、福祉の村づくり～ノーマライゼーション・ソーシャルインクルージョン～」を基本理念として、障害福祉サービスの提供体制の確保等に取り組んでまいりました。

国においては、令和3（2021）年5月の障害者差別解消法の改正により、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止や事業所による合理的配慮の提供の義務化が規定され、令和6（2024）年4月から施行されます。また、令和4（2022）年12月の障害者総合支援法等の一部改正により、障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進等が掲げられており、障がい者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向けた取組が求められています。

この計画では、国の動向や社会情勢の変化を踏まえつつ、地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの推進を図り、前計画から継承した基本理念「包み支え合う、福祉の村づくり～ノーマライゼーション・ソーシャルインクルージョン～」の実現に向けて、村民の皆様や関係機関等と手を取り合い、障がい福祉・障がい児福祉施策を推進してまいります。また、多様化するニーズとライフステージに応じた支援体制の構築と障害福祉サービス等の提供体制の確保を図り、障がいのある人もない人も誰もが安心して暮らし続けることができるよう、地域全体で包み支え合う村づくりを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご助言・ご提言を賜りました計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントを通じて貴重なご意見をお寄せいただきました村民の皆様には厚く御礼を申し上げます。

令和6年3月

普代村長 榎屋 伸夫

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定にあたっての取り組み	2
5. 制度改正等による計画策定の視点	3
6. 持続可能な開発目標（SDGs）との関係	5

## 第2章 障がいのある人を取り巻く環境

1. 人口と世帯数	6
2. 障害者手帳保持者数	7
3. 障がい福祉計画の策定に関するアンケート調査結果概要	9

## 第3章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の振り返り

1. 前計画値と実績・評価	15
2. 障害福祉サービスの計画と実績・評価	20
3. 地域生活支援事業の実績・評価	28
4. 課題の整理	31

## 第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	32
2. 基本方針	32
3. 施策の体系と展開	33

## 第5章 第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画

1. 国の第7期障がい福祉計画の基本方針の概要	36
2. 計画の数値目標	36
3. 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策	41
4. 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	51

## 第6章 計画の推進に向けて

1. 施策の進捗管理	54
2. 推進体制	54

## 資料編

1. 用語解説	55
2. 普代村障がい者福祉計画策定委員会設置要綱	58
3. 普代村障がい者福祉計画策定委員会委員名簿	59

# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、平成 17（2005）年に「障害者自立支援法」が成立し、障がい者福祉向上のためのさらなる取り組みが進められています。平成 23（2011）年には「障害者基本法」が改正され、障がいのある人の地域社会における共生や、障がいに対する差別の禁止が示されました。そして、平成 25（2013）年 4 月に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」に改正され、障害福祉サービス等の対象となる人の範囲に難病などが追加されるとともに、地域生活支援・就労支援の強化や障がいのある人の高齢化への対応などが定められました。

国は令和 5（2023）年に、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現などを基本理念に、「第 5 次障害者基本計画」を策定しました。その後も関連する法律の改正が行われ、障がい者施策・制度は充実が図られるとともに、障がいのある人を取り巻く状況や環境が変化しています。

本村では、令和 3（2021）年 3 月に障害福祉サービス等の提供体制の確保について定める「第 6 期障がい福祉計画」及び「第 2 期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者福祉に係る施策を総合的・計画的に推進してきました。当該計画は令和 5（2023）年度で終了することから、新たな国の指針や障がいのある人やその家族のニーズなどに基づき、「第 7 期障がい福祉計画」及び「第 3 期障がい児福祉計画」を策定します。

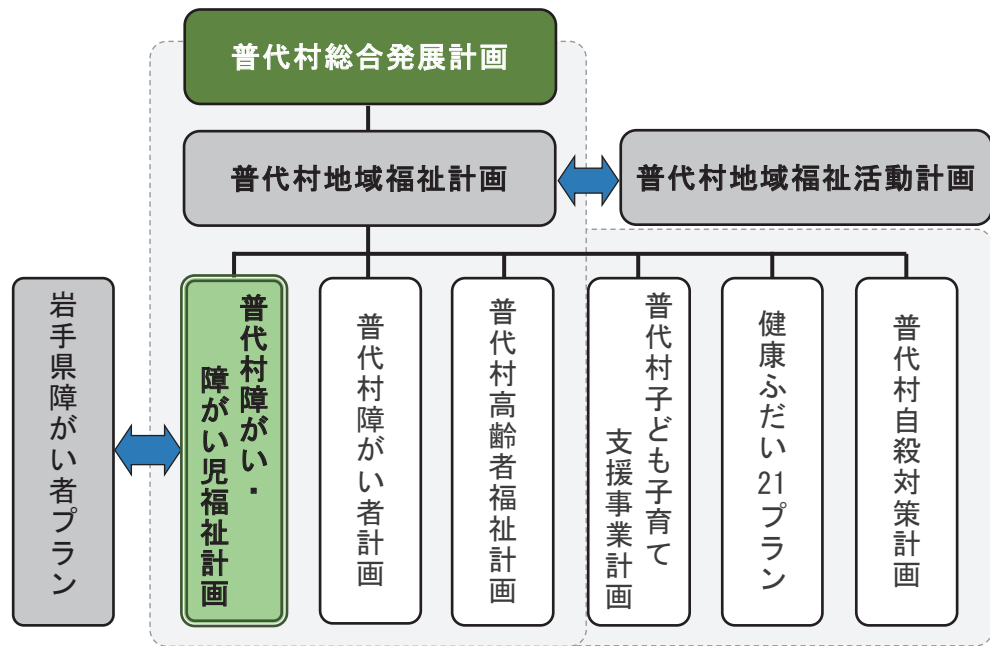
計画策定の根拠法及び計画内容

	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者総合支援法第 88 条	児童福祉法第 33 条の 20
内 容	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画

## 2. 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第 33 条の 20 に規定する市町村障害児福祉計画に位置づけ、障害福祉サービス及び相談支援などの提供体制の確保に関する事項などを定めます。

また、本村の最上位計画である「普代村総合発展計画」及び福祉部門の上位計画である「普代村地域福祉計画」やその他関連計画との調和を図りつつ、岩手県が策定する「岩手県障がい者プラン」との整合性を図りながら策定しました。



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画にかかる国の指針に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

令3 2021	令4 2022	令5 2023	令6 2024	令7 2025	令8 2026	令9 2027	令10 2028	令11 2029
第6期 障がい福祉計画			第7期 障がい福祉計画			第8期 障がい福祉計画		
第2期 障がい児福祉計画			第3期 障がい児福祉計画			第4期 障がい児福祉計画		

### 4. 計画の策定にあたっての取り組み

福祉施策や福祉サービスの在り方について、障がいのある人やご家族はもとより、広く村民のニーズを把握し計画に反映するために、次の取り組みを行いました。

#### 1) 本計画策定委員会での検討

計画策定にあたっては、有識者や医療福祉・教育関係団体等から構成される、計画策定委員会を設置し、計画案の検討を行いました。

#### 2) アンケート調査の実施

障がいのある方を対象に、「障がい福祉計画の策定に関する調査」を実施しました。

#### 3) パブリックコメントの実施

本村のホームページでパブリックコメントを実施し、計画に反映させました。

## 5. 制度改正等による計画策定の視点

本計画は、障がい者等の自立と社会参加の促進を基本とする障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の理念を尊重し、次の事項を障がい福祉計画の基本理念とします。また、障がい者に関する制度改正等の動向と変遷を踏まえながら策定します。

### 【基本的理念】

#### ■障がい者等の自己決定の尊重と意志決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害福祉サービスその他の支援を利用しながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

#### ■市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者、難病患者等であつて 18 歳以上の者並びに障がい児が、障がいの種別によらずにサービスを受けることが出来るようサービスの充実化を図ります。

#### ■入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所または病院への入院）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を構築し、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

#### ■地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり等、必要な事項を計画的に推進します。

#### ■障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要であり、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、保健・医療・障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図りながら、地域支援体制の構築を図ります。

### 【障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方】

障害福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、上記基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行います。

訪問系サービスの保障

日中活動系サービスの保障

グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能充実

- 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実
- 依存症対策の推進

### 【障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方】

子ども・子育て支援法及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健・医療・保育教育・就労支援等の関係機関とも連携を図り、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。このような観点を踏まえ、計画的に事業を推進していきます。

- 地域支援体制の構築
- 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 地域社会への参加・包容の推進
- 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- 障がい児相談支援の提供体制の確保

### 【障がい者に関する法制度改正等の動向】

年	障がい者に関する法制度改正等の動向
平成 14 (2002) 年	障害者基本計画 (第 2 次) 策定
平成 15 (2003) 年	支援費制度導入
平成 17 (2005) 年	発達障害者支援法施行
平成 18 (2006) 年	障害者自立支援法施行、バリアフリー法施行、[改正]教育基本法施行
平成 19 (2007) 年	障害者権利条約署名
平成 21 (2009) 年	[改正]障害者雇用促進法施行令
平成 22 (2010) 年	[改正]障害者自立支援法施行
平成 23 (2011) 年	[改正]障害者基本法施行
平成 24 (2012) 年	[改正]障害者自立支援法施行、[改正]児童福祉法施行、障害者虐待防止法施行
平成 25 (2013) 年	障害者総合支援法施行 (障害者自立支援法の改正)、障害者優先調達推進法施行、障害者法定雇用率引き上げ、障害者基本計画 (第 3 次) 策定
平成 26 (2014) 年	障害者権利条約批准
平成 28 (2016) 年	障害者差別解消法施行、[改正]障害者雇用促進法施行、[改正]発達障害者支援法施行、成年後見制度の利用促進法施行
平成 30 (2018) 年	障害者基本計画 (第 4 次) 策定、障害者法定雇用率引き上げ、[改正]障害者総合支援法・児童福祉法、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行
平成 31 (2019) 年	[改正]障害者雇用促進法施行、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律施行
令和 2 (2020) 年	[改正]障害者雇用促進法施行
令和 3 (2021) 年	障害者法定雇用率引き上げ
令和 5 (2023) 年	障害者基本計画 (第 5 次) 策定



## 6. 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

### 1) 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは

SDGs（エスディージーズ）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲載された世界共通の目標です。健康や教育、経済成長、気候変動に関するものなど、多岐にわたる 17 の目標と 169 のターゲットから構成されており、令和 12（2030）年までの達成を目指すものです。

### 2) SDGs の取り組みについて

高齢者福祉の推進に関連する目標として、目標 3「すべての人に健康と福祉を」、目標 10「人や国の不平等をなくそう」、目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」などが挙げられます。

本計画においても、村民をはじめ多様な主体と連携・協働しながら、本計画を推進することで、SDGs の目標達成につなげていきます。



## 第2章 障がいのある人を取り巻く環境

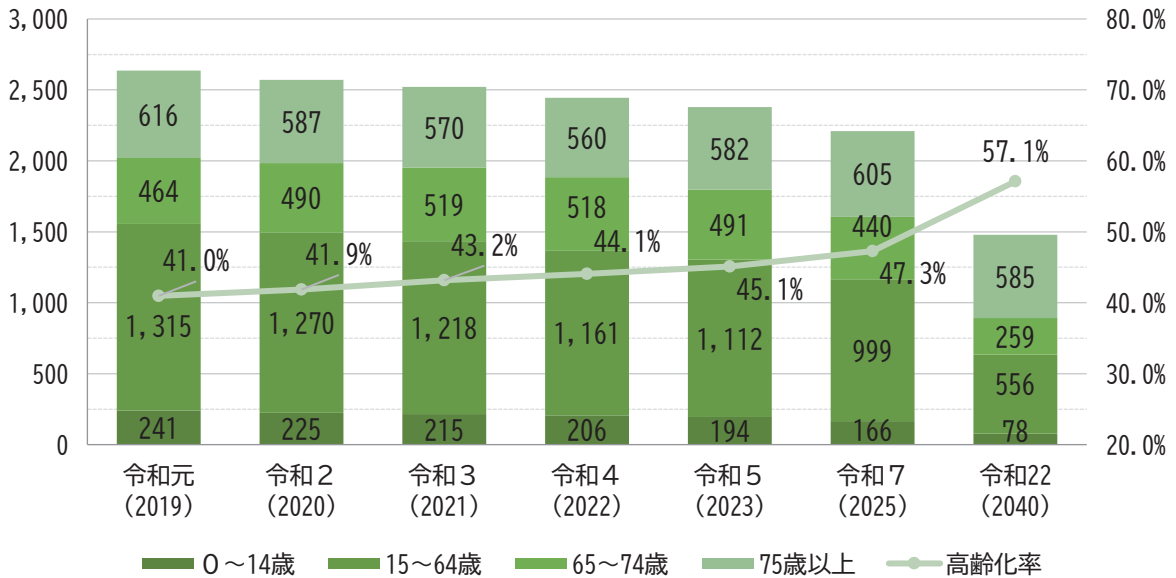
### 1. 人口と世帯数

#### 1) 人口

本村の人口は、令和5（2023）年現在で2,379人となっており、このうち高齢者数（65歳以上人口）は1,073人で、高齢化率は45.1%となっています。

令和2年（2020）年と比較すると、総人口は3年間で193人（△8.1%）減少しており、特に0～14歳の年少人口は△16.0%、15歳～64歳の生産年齢人口は△14.2%とそれぞれ大幅に減少しています。一方で、高齢者数は4人（△0.4%）減少していますが、高齢化率は3.2ポイント上昇しており、高齢化率は上昇を続けています。

年齢区分別人口の推移・推計



区分	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和7 (2025)	令和22 (2040)
総人口	2,636人	2,572人	2,522人	2,445人	2,379人	2,210人	1,478人
0～14歳	241人	225人	215人	206人	194人	166人	78人
15～64歳	1,315人	1,270人	1,218人	1,161人	1,112人	999人	556人
高齢者数	1,080人	1,077人	1,089人	1,078人	1,073人	1,045人	844人
65～74歳	464人	490人	519人	518人	491人	440人	259人
75歳以上	616人	587人	570人	560人	582人	605人	585人
高齢化率	41.0%	41.9%	43.2%	44.1%	45.1%	47.3%	57.1%
65～74歳	17.6%	19.1%	20.6%	21.2%	20.6%	19.9%	17.5%
75歳以上	23.4%	22.8%	22.6%	22.9%	24.5%	27.4%	39.6%

令和5（2023）年までは住民基本台帳（各年9月30日現在）、令和7（2025）年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計（各年10月1日現在）

## 2. 障害者手帳保持者数

本村の障がい者（児）数の状況を令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の手帳交付者数の推移からみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳保持者の総数は減少傾向で推移しており、令和5（2023）年度は154人（重複含む）が障害者手帳の交付を受けています。内訳をみると、身体障がい者は微減、知的障がい者は横ばい、精神障がい者は微増傾向にあります。また、令和5（2023）年9月末現在の住民基本台帳の総人口に占める障害者手帳保持者の割合は6.4%となっています。

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
身体障がい者・児	98人	96人	90人
知的障がい者・児	30人	30人	29人
精神障がい者・児	32人	34人	35人
合 計	160人	160人	154人

### ■身体障がいのある人

本村における身体障害者手帳保持者は年々減少傾向にあり、等級・障がいの種類区分毎の構成割合は同程度で推移しています。

#### ・等級の推移

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1 級	31人	33人	31人
2 級	18人	17人	14人
3 級	17人	16人	15人
4 級	24人	23人	23人
5 級	3人	2人	2人
6 級	5人	5人	5人
合 計	98人	96人	90人

#### ・障がいの種類の推移

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
視覚障害	4人	4人	3人
聴覚障害	11人	11人	8人
肢体不自由	50人	49人	47人
心臓機能	20人	19人	18人
じん臓機能	8人	8人	8人
呼吸器機能	1人	1人	2人
直腸機能	4人	4人	4人
合 計	98人	96人	90人

■知的障がいのある人

本村における療育手帳所持者は横ばい傾向にあり、令和5（2023）年12月末現在の手帳保持者数は29人となっています。

障がい程度別にみると、令和5（2023）年度の判定別では、重度であるA判定の方が8人、中・軽度であるB判定の方が21人となっており、A判定・B判定ともに横ばい傾向となっています。

・判定別の推移

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
A（重度）	9人	9人	8人
B（中・軽度）	21人	21人	21人
合 計	30人	30人	29人

■精神障がいのある人

本村における精神障害者保健福祉手帳保持者はほぼ横ばい傾向にあり、令和5（2023）年12月末現在の手帳保持者数は35人となっています。

手帳の等級別にみると、1級が多く、令和5（2023）年度では19人となっています。

・判定別の推移

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
1 級	19人	20人	19人
2 級	9人	10人	12人
3 級	4人	4人	4人
合 計	32人	34人	35人

・自立支援医療（精神通院医療）認定者数の推移

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
精神通院医療対象	82人	82人	68人

### 3. 障がい福祉計画の策定に関するアンケート調査結果概要

#### 1) 調査の設計

調査票作成	障がいのある人の生活状況や課題、ニーズ等を把握するため、調査票（無記名方式）を作成
調査対象者とサンプル数	本村に居住する障がいのある人（手帳所持者）155人を調査対象者とした
配布・回収方法	郵送による調査票の配布及び回収
回収結果	有効回収数 56件（有効回収率 36.1%）
調査期間	令和5（2023）年7月26日～8月16日

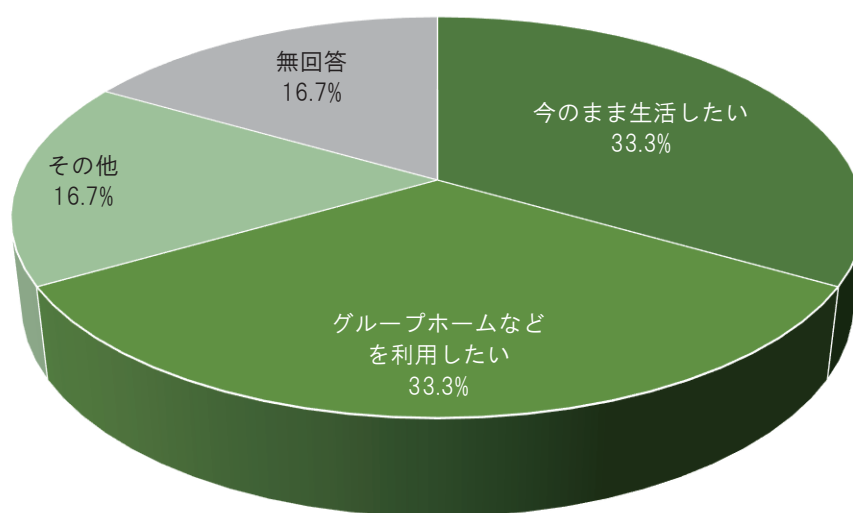
#### 2) 結果の概要

障がいのある人の高齢化や環境の変化、資源の減少などにより、生活の中で様々な課題が生じています。以下に、本村に求める施策や地域の課題などについて、関連するデータを記します。

##### ■今後3年以内に地域で生活したいと思いますか

現在、福祉施設で暮らしているまたは病院に入院している方のうち、「今のまま生活したい」、「グループホームなどを利用したい」がそれぞれ33.3%であり、「家族と一緒に暮らしたい」、「住宅で一人暮らしをしたい」の回答はありませんでした。

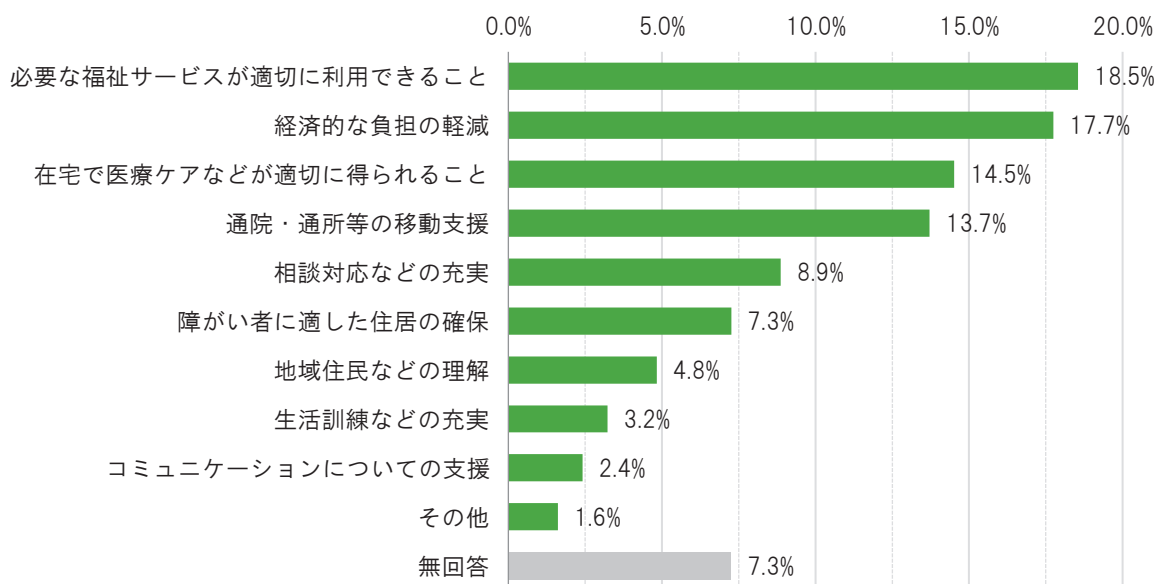
##### ■今後3年以内に地域で生活したいと思いますか



■ 地域で生活するために、どのような支援があれば良いと思いますか（複数回答）

「必要な福祉サービスが適切に利用できること」が18.5%と最も多く、次いで「経済的な負担の軽減」（17.7%）、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」（14.5%）を希望する回答が多く寄せられています。

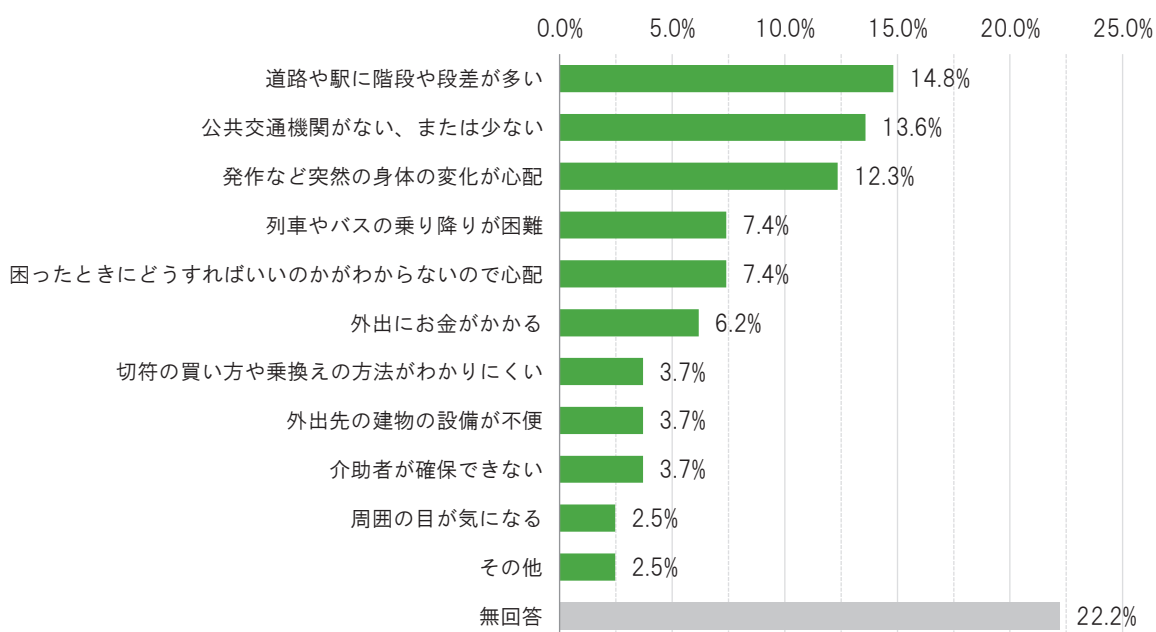
■ 地域で生活するために必要な支援



■ 外出するときに困ることは何ですか（複数回答）

「無回答」を除き、「道路や駅に階段や段差が多い」（14.8%）、次いで「公共交通機関がない、または少ない」（13.6%）、「発作などの突然の身体の変化が心配」（12.3%）が挙げられています。

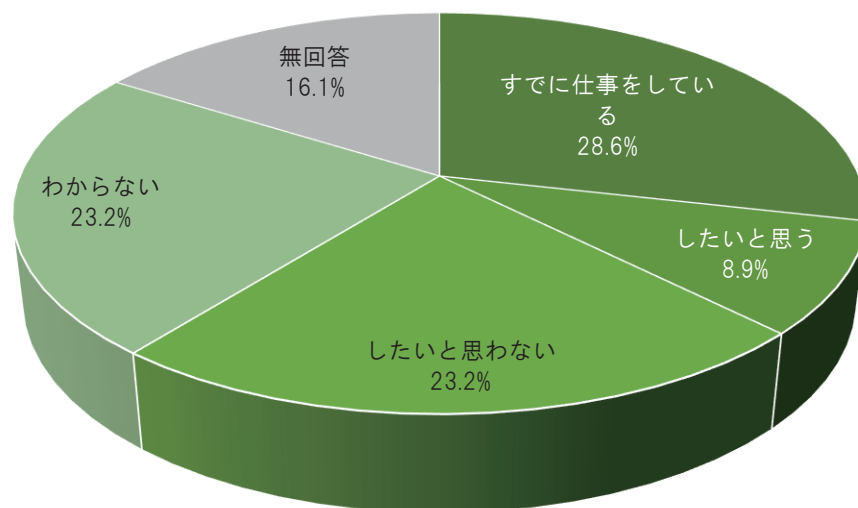
■ 外出するときに困ること



■ 今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか

「すでに仕事をしている」が 28.6%と最も多くなっています。一方で、「したいと思う」が 8.9%であったのに対して「したいと思わない」が 23.2%となっています。

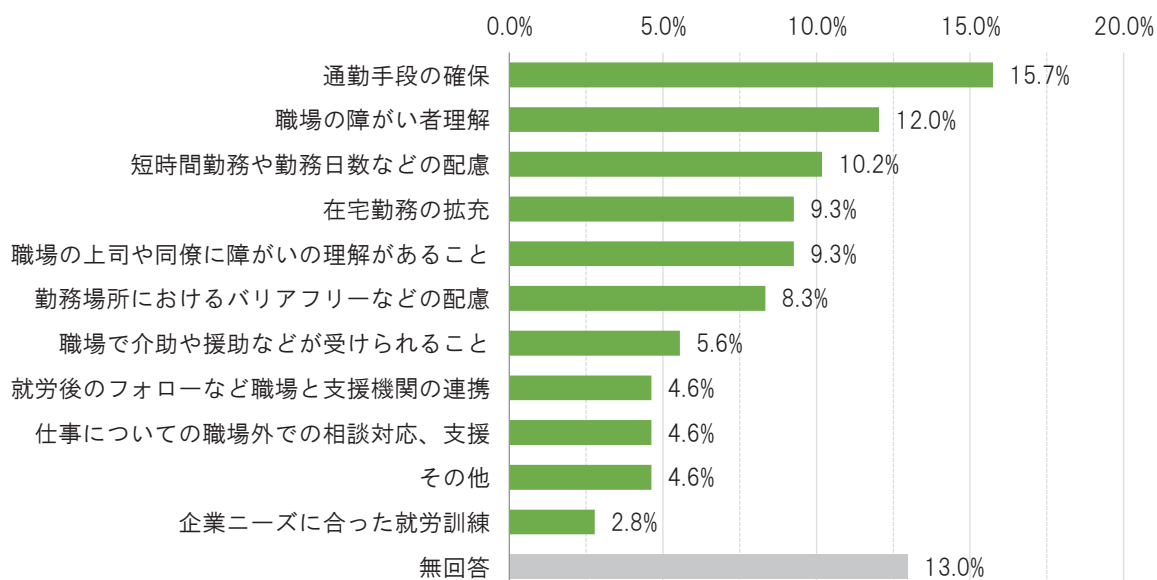
■ 今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか



■ 障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか

「無回答」を除いて、「通勤手段の確保」が 15.7%と最も多く、次いで「職場の障がい者理解」(12.0%)、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」(10.2%)などが挙げられています。

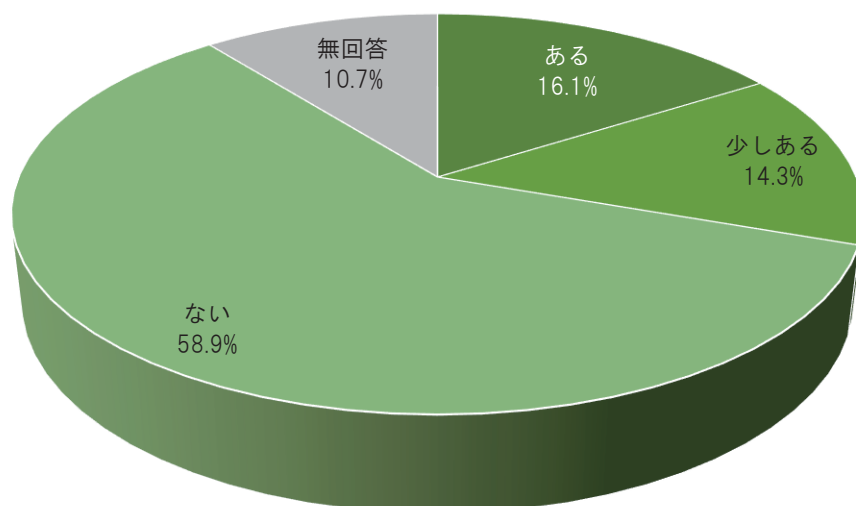
■ 障がい者の就労支援として必要なこと



■障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことはありますか

「ある」または「少しある」を合わせて 30.4%の人が差別や嫌な思いをする（した）ことがあると回答しています。

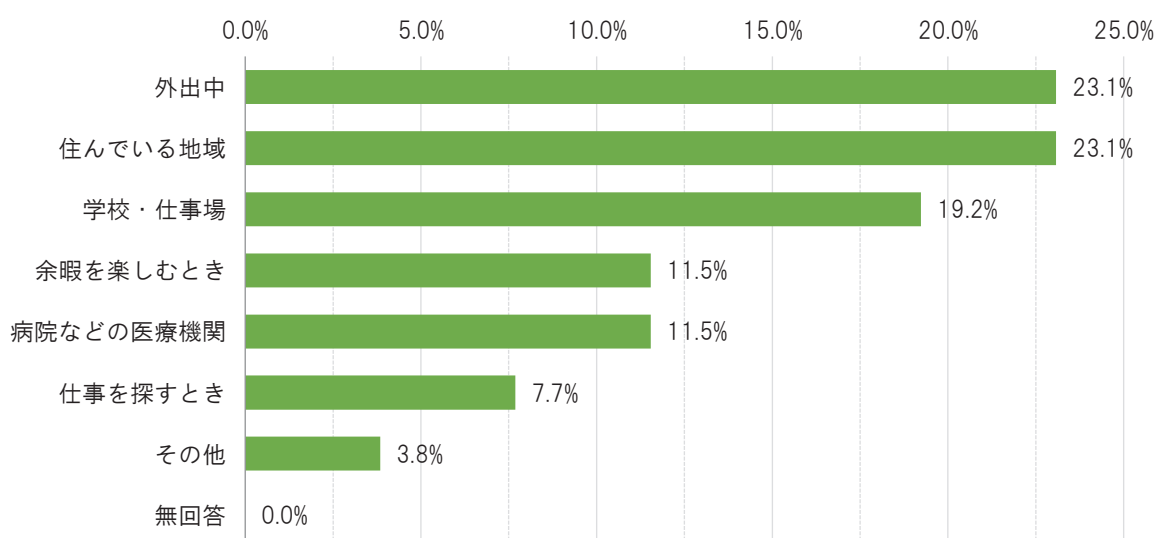
■差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか



■どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか

差別や嫌な思いをする（した）ことがあると回答した人のうち、どのような場所で差別や嫌な思いをしましたかの質問に対して、「外出中」と「住んでいる地域」が並んで 23.1%と最も多く、次いで「学校・仕事場」が 19.2%となっています。

■どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか

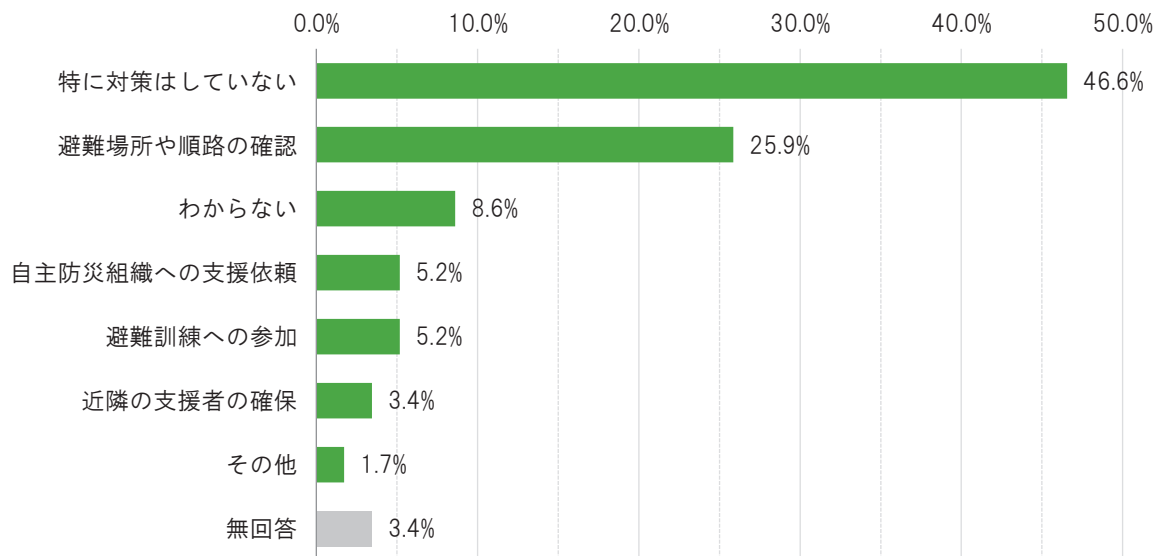




■災害時の避難においてどのような対策をとっていますか

「特に対策はしていない」と回答した人が46.6%と約半数に上っています。

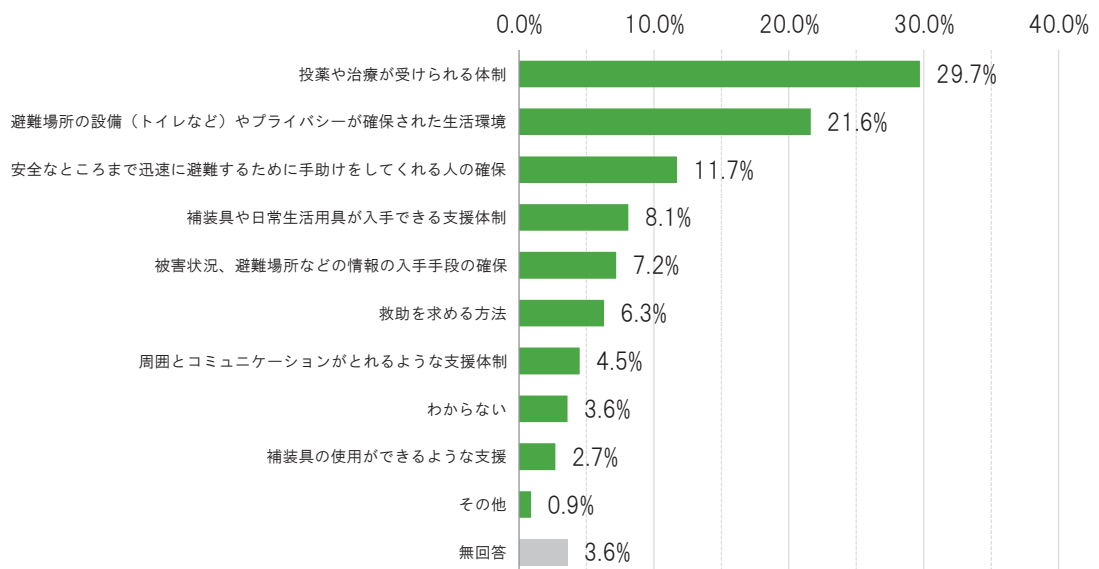
■災害時の避難の対策



■避難所へ避難する時に必要なことはありますか

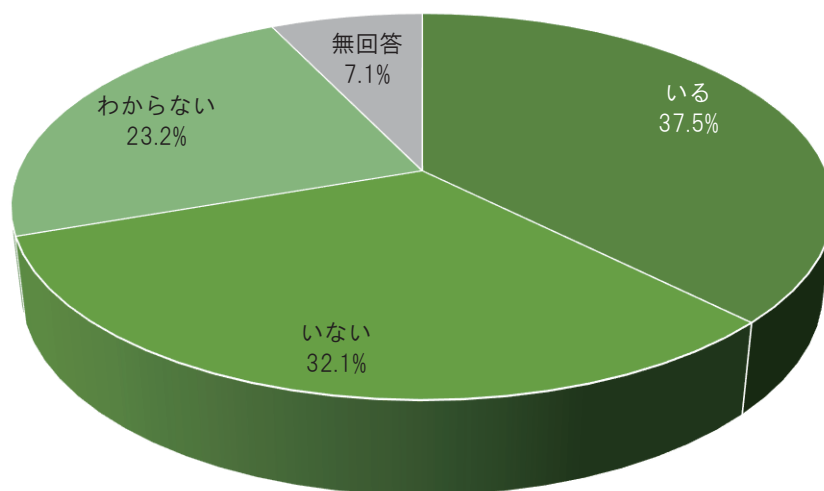
「投薬や治療が受けられる体制」(29.7%)、「避難場所の設備(トイレなど)やプライバシーの確保された生活環境」(21.6%)、「安全なところまで迅速に避難するために手助けしてくれる人の確保」(11.7%)が上位の回答となっています。

■避難所へ避難するときに必要なこと



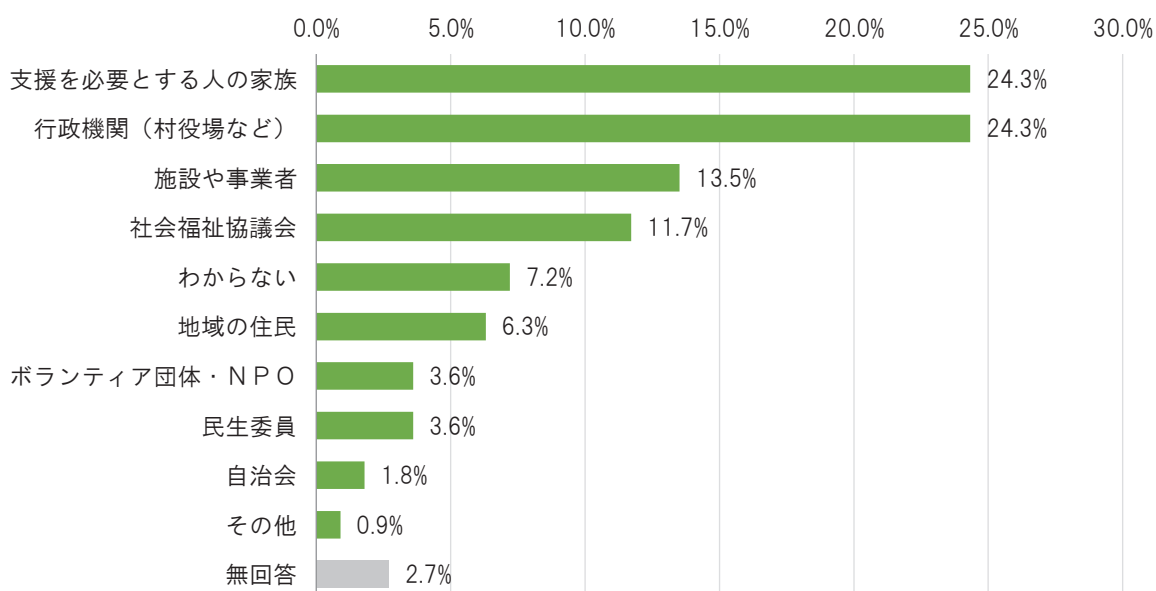
■ 家族が不在・一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか  
 合計して 55.3%の人が「いない」または「わからない」と回答しており、「いる」の 37.5%を上回っています。

■ 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、  
 近所にあなたを助けてくれる人はいますか



■ 日常生活における困りごとへの手助けは、誰（どこ）が行うべきだと思いますか  
 「支援を必要とする人の家族」と「行政機関（村役場など）」が同率で 24.3%となっています。

■ 日常生活の困りごとの手助けは、  
 誰（どこ）が行うべきだと思いますか



# 第3章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の振り返り

## 1. 前計画値と実績・評価

前計画における各事業・取組の実績・評価は次のとおりです。達成状況や課題などを踏まえ、本計画を策定します。

評価：◎達成できた ○概ね達成できた △達成はやや不十分 ×全く達成できなかった

### 1) 施設入所者の地域生活への移行

《目標》 国の指針では、令和5（2023）年度末時点における施設入所者を1.6%以上削減し、地域生活に移行する者の目標値を6%以上とすることを目標とされています。当指針に基づき、当該年度末の入所見込者数を10人、地域生活移行者数1人を目標としました。

項目	目標	実績	評価	備考
令和元年度末の入所者数(A)	—	11	—	令和元年度末時点における入所施設の利用者数
令和5年度末の入所者数(B)	10	8	◎	令和5年度末時点における入所施設の利用者数
【目標値（1.6%以上）】 削減見込(A)－(B)	1	3	◎	令和元年度末時点から令和5年度末時点の施設入所者を1.6%以上削減
【目標値（6%以上）】 地域生活移行者数	1	0	×	令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行

《評価》 施設入所者数は、令和元（2018）年度末の入所者数と比較して3名削減（27.3%）であり、施設入所者の削減目標を達成しました。一方で、地域生活移行者数は0人であり、施設入所者の地域生活への移行を実現するための取組が、今後の課題となっています。

### 2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

《目標》 長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたって、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要があります。

このことから、国の指針では、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すこととされています。

本村では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する、保健、医療、福祉関係者による協議の場を、久慈圏域で連携し、令和5（2023）年度末までに構築することを目指しました。

項目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回)	目標	1	1	1
	実績	1	1	1
	評価	◎	◎	◎
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(人)	目標	11	11	11
	実績	10	10	10
	評価	○	○	○
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数(回)	目標	0	0	1
	実績	0	0	0
	評価	—	—	×
精神障がい者の地域移行支援(人)	目標	0	0	1
	実績	0	0	0
	評価	—	—	×
精神障がい者の地域定着支援(人)	目標	0	0	1
	実績	2	2	1
	評価	◎	◎	◎
精神障がい者の共同生活援助(人)	目標	0	0	1
	実績	1	1	1
	評価	◎	◎	◎
精神障がい者の自立生活援助(人)	目標	0	0	1
	実績	0	0	0
	評価	—	—	×

《評価》 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催及び参加者数は、概ね目標達成しています。また、精神障がい者の地域定着支援などに実績がありますが、適切な目標設定とその実施が求められています。

### 3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

《目標》 地域での生活の支援するためのサービス提供体制の一環として、地域生活支援拠点に求められる機能・役割を充実するために、第6期計画期間において、地域課題やニーズなどを把握しながら令和5（2023）年度末までに地域生活支援拠点1ヵ所の整備することを目指しました。

#### 【地域生活支援拠点に求められる機能・役割】

- ・地域で求められる相談（地域移行・親元からの自立等）
- ・体験の機会や場の提供（一人暮らし・グループホーム入居等）

- ・緊急時の受け入れや対応（ショートステイの利便性・対応力の向上等）
- ・専門性（人材の確保や養成、連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点コーディネーターの配置等）

項目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
地域生活支援拠点の設置	目標	0	0	1
	実績	0	0	0
	評価	—	—	×

《評価》 地域生活支援拠点1ヵ所の設置は実現できていないため、今後も目標達成に向けた継続的な取組が必要です。

#### 4) 福祉施設から一般就労への移行等

《目標》 国の指針では、「福祉施設から就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を、令和5（2023）年度には令和元（2019）年度実績の1.27倍以上になること」を目標に定めており、本村においては下記の数値目標を設定しました。

また、「令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること」や「就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすること」が国の目標として示されており、目標に向けて取組を行いました。

項目	目標	実績	評価	備考
令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数（人）	3	0	×	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数【令和元年度の1.27倍以上】
令和5年度の就労移行支援事業所から一般就労への移行者数（人）	1	0	×	令和5年度において就労移行支援事業所を利用し、一般就労した者の数【令和元年度の1.30倍以上】
令和5年度の就労継続支援A型事業所からの移行者数（人）	1	0	×	令和5年度において就労継続支援A型事業所を利用し、一般就労した者の数【令和元年度の1.26倍以上】
令和5年度の就労継続支援B型事業所からの移行者数（人）	1	0	×	令和5年度において就労継続支援B型事業所を利用し、一般就労した者の数【令和元年度の1.23倍以上】
就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合	70%	0%	×	令和5年度における就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合【国の指針70%以上】
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	0%	×	令和5年度における就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合【国の指針70%以上】

《評価》 福祉施設から一般就労への移行者数は、実績はありませんでした。一般就労への移行を目標とした支援の取組が一層必要と考えられます。

## 5) 障がい児支援の提供体制の整備等

《目標》 国の指針では、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築を目指し、令和5(2023)年度までのできるだけ早い時期に、「児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1ヵ所設置」、「保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築」することが示されています。

また、医療的ニーズへの対応を目指し、令和5(2023)年度末までに、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1ヵ所以上確保」、「各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置と医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置」も掲げられています。

本村では、村単独での整備が難しいことから、久慈圏域で連携し、令和5(2023)年度末までに児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保するとともに、医療的ケア児の支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを目指しました。

項目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
児童発達支援センターの設置	目標	0	0	1
	実績	0	0	0
	評価	—	—	×
保育所等訪問支援の構築	目標	0	0	1
	実績	0	0	0
	評価	—	—	×
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	目標	0	0	1
	実績	0	0	0
	評価	—	—	×
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス数	目標	0	0	1
	実績	0	0	0
	評価	—	—	×
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	目標	0	0	1
	実績	0	0	1
	評価	—	—	◎
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	目標	0	0	1
	実績	0	0	0
	評価	—	—	×

《評価》 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置は達成できましたが、児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確

保することはできませんでした。また、医療的ケア児支援のためのコーディネーターの設置についても同様であり、実現に向けた取組の実施が求められています。

## 6) 相談支援体制の充実・強化等

《目標》 相談支援体制を充実・強化するため、令和5（2023）年度末までに、障がいの種別や各種のニーズに対応できる、総合的・専門的な知識や技能をもった人材の育成し、地域の相談支援体制の充実に努めることとしました。

項目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件）	目標	0	0	1
	実績	0	0	0
	評価	—	—	×
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数（件）	目標	0	0	1
	実績	0	0	0
	評価	—	—	×
地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数（回）	目標	0	0	1
	実績	0	0	0
	評価	—	—	×

《評価》 相談支援体制の充実・強化等に係る取組目標は達成できませんでした。ニーズの把握に努めるとともに、適切な目標設定と運用について検討します。

## 7) 障害福祉サービス等の質の向上

《目標》 障害福祉サービス事業所と連携を図りながら、サービスの質向上に資する研修会への参加、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を目指しました。また、多岐にわたる支援が必要なことから、医療・福祉・保育・教育機関や関係団体などとの一層の連携強化を図りました。

項目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数（人）	目標	2	2	2
	実績	1	1	1
	評価	△	△	△
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有と実施回数（回）	目標	12	12	12
	実績	0	0	0
	評価	×	×	×

《評価》 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有と実施回数は、実績がありませんでした。審査結果の共有を目指し、サービス事業所と連携を図ります。

## 2. 障害福祉サービスの計画と実績・評価

### 1) 訪問系サービス

#### 【居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援】

居宅介護は、ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

重度訪問介護は、重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方を対象に、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。

《目標》 下記のとおり目標を設定しました。

項目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
利用者数（人）	目標	6	6	6
	実績	7	6	6
	評価	◎	◎	◎
時間分（時間）	目標	60	60	60
	実績	65	69	68
	評価	◎	◎	◎

《評価》 目標を達成しました。引き続きサービス提供の体制の整備・充実に努めます。

### 2) 日中活動系サービス

#### 【生活介護】

障害者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

《目標》 下記のとおり目標を設定しました。

項目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
利用者数（人）	目標	8	9	10
	実績	9	12	10
	評価	◎	◎	◎
人日分（日）	目標	184	207	230
	実績	192	226	219
	評価	◎	◎	○



《評価》 概ね目標を達成しました。引き続きサービス提供の体制の整備・充実に努めます。

**【自立訓練（生活訓練）】**

知的障がいまたは精神障がいのある方を対象に、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談・助言などの支援を行います。

《目標》 下記のとおり目標を設定しました。

項目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
利用者数（人）	目標	3	3	3
	実績	1	2	2
	評価	△	○	○
人日分（日）	目標	66	66	66
	実績	8	30	42
	評価	△	△	○

《評価》 利用が年々増加し、令和5（2023）年度は概ね目標を達成しました。引き続きニーズの把握に努め、適正なサービス運用に努めます。

**【就労移行支援】**

就労を希望する65歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

《目標》 下記のとおり目標を設定しました。

項目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
利用者数（人）	目標	0	0	1
	実績	0	0	0
	評価	—	—	×
人日分（日）	目標	0	0	20
	実績	0	0	0
	評価	—	—	×

《評価》 目標を達成できませんでした。実績に繋がるようニーズの把握に努めるとともに具体的な取組の検討及び実施に努めます。

**【就労継続支援A型（雇用型）】**

企業等に就労することが困難な障がいのある方を対象に、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

《目標》 下記のとおり目標を設定しました。

項 目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
利用者数（人）	目 標	1	1	1
	実 績	0	0	0
	評 価	×	×	×
人日分（日）	目 標	20	20	20
	実 績	0	0	0
	評 価	×	×	×

《評価》 目標を達成できませんでした。実績に繋がるようニーズの把握に努めるとともに具体的な取組の検討及び実施に努めます。

**【就労継続支援B型（非雇用型）】**

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある方を対象に、生産活動などの機会の提供、知識・能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

《目標》 下記のとおり目標を設定しました。

項 目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
利用者数（人）	目 標	11	11	11
	実 績	14	10	11
	評 価	◎	○	◎
人日分（日）	目 標	220	220	220
	実 績	230	174	169
	評 価	◎	○	○

《評価》 目標を概ね達成しました。

**【就労定着支援】**

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方を対象に、企業や関係機関などとの連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を提供します。

《目標》 下記のとおり目標を設定しました。

項 目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
利用者数（人）	目 標	0	0	1
	実 績	0	0	0
	評 価	—	—	×

《評価》 目標を達成できませんでした。実績に繋がるようニーズの把握に努めるとともに具体的な取組の検討及び実施に努めます。

【短期入所（福祉型）】

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所していただき、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

《目標》 下記のとおり目標を設定しました。

項目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
利用者数（人）	目標	3	3	3
	実績	3	1	0
	評価	◎	△	×
人日分（日）	目標	30	30	30
	実績	27	17	0
	評価	○	○	×

《評価》 令和5（2023）年度は利用実績がなく目標は達成できませんでした。目標達成に向け、継続的な取組の実施に努めます。

3) 居住系サービス

【自立生活援助】

平成30（2018）年4月より新たに創設された障害福祉サービスです。障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する障がいのある方を対象に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行うサービスです。

《目標》 下記のとおり目標を設定しました。

項目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
利用者数（人）	目標	0	0	1
	実績	1	1	1
	評価	◎	◎	◎

《評価》 目標を達成しました。ニーズの把握に努めながら、事業者と連携してサービス提供体制の整備・充実に努めます。

【共同生活援助（グループホーム）】

障がいのある方を対象に、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

《目標》 下記のとおり目標を設定しました。

項目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
利用者数（人）	目標	3	3	3
	実績	4	4	3
	評価	◎	◎	◎

《評価》 計画期間中、目標を上回る利用がありました。引き続きサービス提供の体制の整備・充実に努めます。

**【施設入所支援】**

施設に入所する障がいのある方を対象に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

《目標》 下記のとおり目標を設定しました。

項目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
利用者数（人）	目標	8	8	8
	実績	8	8	7
	評価	◎	◎	○

《評価》 概ね目標を達成する利用がありました。引き続きサービス提供の体制の整備・充実に努めます。

**4) 相談支援**

**【計画相談支援】**

障害福祉サービスの利用を行う時に必要となる計画案を作成し、その計画が利用者にとって適切であるかをその都度確認を行い、支援を行います。

《目標》 下記のとおり目標を設定しました。

項目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
利用者数（人）	目標	3	4	5
	実績	4	3	3
	評価	◎	○	○

《評価》 概ね目標を達成する利用がありました。引き続きサービス提供の体制の整備・充実に努めます。

**【地域移行支援】**

障害者支援施設などに入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方を対象に、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。

《目標》 下記のとおり目標を設定しました。

項目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
利用者数（人）	目標	1	2	3
	実績	0	0	0
	評価	×	×	×

《評価》 目標を達成できませんでした。実績に繋がるようニーズの把握に努めるとともに具体的な取組の検討及び実施に努めます。

**【地域定着支援】**

単身などで生活する障がいのある方を対象に、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

《目標》 下記のとおり目標を設定しました。

項 目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
利用者数（人）	目 標	1	2	3
	実 績	2	2	1
	評 価	◎	◎	△

《評価》 令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度は目標を達成しましたが、令和5（2023）年度は未達成に終わりました。引き続きサービス提供の体制の整備・充実に努めます。

**5) 障がい児通所支援**

**【児童発達支援】**

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

《目標》 下記のとおり目標を設定しました。

項 目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
利用者数（人）	目 標	0	0	0
	実 績	0	0	0
	評 価	—	—	—
人日分（日）	目 標	0	0	0
	実 績	0	0	0
	評 価	—	—	—

《評価》 児童発達支援の取組に対する目標及び実績はありませんでした。ニーズの把握に努めるとともに、サービス提供事業者と連携し、支援提供体制の整備・充実に努めます。

**【医療型児童発達支援】**

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

《目標》 下記のとおり目標を設定しました。

項 目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
利用者数（人）	目 標	0	0	0
	実 績	0	1	1
	評 価	—	◎	◎
人日分（日）	目 標	0	0	0
	実 績	0	5	7
	評 価	—	◎	◎

《評価》 目標を超える利用実績がありました。引き続きサービス提供の体制の整備・充実に努めます。

【放課後等デイサービス】

学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを行います。

《目標》 下記のとおり目標を設定しました。

項 目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
利用者数（人）	目 標	3	3	3
	実 績	3	3	3
	評 価	◎	◎	◎
人日分（日）	目 標	45	45	45
	実 績	49	52	56
	評 価	◎	◎	◎

《評価》 目標を達成しました。引き続きサービス提供の体制の整備・充実に努めます。

【保育所等訪問支援】

障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。

《目標》 下記のとおり目標を設定しました。

項 目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
利用者数（人）	目 標	0	0	0
	実 績	0	0	0
	評 価	—	—	—
人日分（日）	目 標	0	0	0
	実 績	0	0	0
	評 価	—	—	—

《評価》 保育所等訪問支援の取組に対する目標及び実績はありませんでした。ニーズの把握に努めるとともに、サービス提供事業者と連携し、支援提供体制の整備・充実に努めます。

**【居宅訪問型児童発達支援】**

平成 30 (2018) 年 4 月より新たに創設された障害福祉サービスです。重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うものです。

《目標》 下記のとおり目標を設定しました。

項目		令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
利用者数 (人)	目標	0	0	0
	実績	0	0	0
	評価	—	—	—
人日分 (日)	目標	0	0	0
	実績	0	0	0
	評価	—	—	—

《評価》 居宅訪問型児童発達支援の取組に対する目標及び実績はありませんでした。ニーズの把握に努めるとともに、サービス提供事業者と連携し、支援提供体制の整備・充実に努めます。

**6) 障がい児相談支援**

**【障がい児相談支援】**

障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

《目標》 下記のとおり目標を設定しました。

項目		令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
利用者数 (人)	目標	3	3	3
	実績	3	2	2
	評価	◎	○	○

《評価》 目標を概ね達成しました。引き続きサービス提供の体制の整備・充実に努めます。

**7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数**

**【コーディネーターの配置人数】**

《目標》 下記のとおり目標を設定しました。

項 目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
配置人数（人）	目 標	0	1	1
	実 績	0	0	0
	評 価	—	×	×

《評価》 目標を達成できませんでした。実績に繋がるようニーズの把握に努めるとともに具体的な取組の検討及び実施に努めます。

### 8) 発達障がい者等に対する支援

《目標》 下記のとおり目標を設定しました。

項 目		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数（人）	目 標	2	2	2
	実 績	0	0	0
	評 価	×	×	×
ペアレントメンター（人）	目 標	1	1	1
	実 績	0	0	0
	評 価	×	×	×
ピアサポートの活動への参加（人）	目 標	1	1	1
	実 績	0	0	0
	評 価	×	×	×

《評価》 目標を達成できませんでした。実績に繋がるようニーズの把握に努めるとともに具体的な取組の検討及び実施に努めます。

## 3. 地域生活支援事業の実績・評価

### 1) 市町村事業（必須事業）

事業名		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	備 考
(1) 理解促進研修・啓発事業	目 標	無	無	無	
	実 績	無	無	無	
	評 価	—	—	—	
(2) 自発的活動支援事業	目 標	無	無	無	
	実 績	無	無	無	
	評 価	—	—	—	
(3) 相談支援事業					
①障害者相談支援事業	目 標	0	1	1	
	実 績	0	0	0	
	評 価	—	×	×	



事業名			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	備考	
	基幹相談支援センターの設置	目標	無	無	有		
		実績	無	無	無		
		評価	—	—	—		
	②基幹相談支援センター等機能強化事業	目標	有	有	有		久慈圏域4市町村共同により委託
		実績	有	有	有		
		評価	◎	◎	◎		
	③住宅入居等支援事業	目標	無	無	無		
		実績	無	無	無		
		評価	—	—	—		
(4) 成年後見制度利用支援事業	目標	1	1	1	実利用人員		
	実績	0	0	0			
	評価	×	×	×			
(5) 成年後見制度法人利用支援事業	目標	無	無	無			
	実績	無	無	無			
	評価	—	—	—			
(6) 意思疎通支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	目標	0	0	1	実利用人員		
	実績	0	0	0			
	評価	—	—	×			
②手話通訳者設置事業	目標	0	0	0	実設置者数		
	実績	0	0	0			
	評価	—	—	—			
(7) 日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	目標	0	0	0	給付件数		
	実績	0	0	0			
	評価	—	—	—			
②自立生活支援用具	目標	0	0	0	給付件数		
	実績	0	0	0			
	評価	—	—	—			
③在宅療養等支援用具	目標	0	0	0	給付件数		
	実績	0	0	1			
	評価	—	—	◎			
④情報・意思疎通支援用具	目標	0	0	0	給付件数		
	実績	0	0	0			
	評価	—	—	—			

事業名		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	備考	
⑤排泄管理支援用具	目標	72	72	72	給付件数	
	実績	49	52	51		
	評価	○	○	○		
	⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	目標	0	0	0	給付件数
		実績	0	0	0	
		評価	—	—	—	
(8) 手話奉仕員養成研修事業	目標	0	0	0	給付件数	
	実績	0	0	0		
	評価	—	—	—		
(9) 移動支援事業						
実利用人員	目標	1	1	1		
	実績	0	1	0		
	評価	×	◎	×		
延べ利用時間	目標	20	20	20		
	実績	0	2	0		
	評価	×	△	×		
(10) 地域活動支援センター						
①自市町村利用分						
設置箇所数	目標	0	0	0		
	実績	1	1	1		
	評価	◎	◎	◎		
実利用人員	目標	0	0	0		
	実績	0	1	0		
	評価	—	◎	—		
②他市町村利用分						
設置箇所数	目標	3	3	3		
	実績	4	4	4		
	評価	◎	◎	◎		
実利用人員	目標	6	6	6		
	実績	5	4	5		
	評価	○	○	○		

## 2) 市町村事業（任意事業）

事業名		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	備考
(1) 知的障害者職親委託事業					
実施箇所数	目標	0	0	0	
	実績	0	0	0	
	評価	—	—	—	
実利用者数	目標	0	0	0	
	実績	0	0	0	
	評価	—	—	—	
(2) 日中一時支援事業					
実施箇所数	目標	1	1	1	
	実績	4	4	4	
	評価	◎	◎	◎	
実利用者数	目標	1	1	1	
	実績	5	4	5	
	評価	◎	◎	◎	

## 4. 課題の整理

令和2（2020）年度以降の新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、サービスの利用控えが見られる等、当初の想定見込量を下回ったサービスもあり、計画期間中の達成度は高くない状況です。しかし、新型コロナウイルス感染症の5類への移行を踏まえ、令和6（2024）年度以降は少しずつ回復基調を目指していく必要があります。

特に、日中活動系サービス（自立支援（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（雇成型）、就労定着支援）や居住系サービス（自立生活援助）、相談支援（地域移行支援）、障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）は、久慈管内において依然としてサービス資源が限られていることや対象者が少ないことが課題として挙げられます。

次年度以降、必要なサービスを必要な時に住民の皆様が適切に利用できるよう、サービス資源の整備と拡充を念頭に、実施方法の検討・見直しを行いながら目標達成に向けた取り組みを推進します。

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

#### 包み支え合う、福祉の村づくり

～ ノーマライゼーション・ソーシャルインクルージョン ～

本村における全ての障がい者が、いつまでも地域で安心して生活を営めるよう、本計画においても前計画の考え方を継承します。また、地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの推進を図り、一人ひとりが生きがいを持ち、充実した生活を送れるよう、地域全体で包み支え合う村づくりを目指します。

##### 【ノーマライゼーション】

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという考え方。

##### 【ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）】

全ての人々が健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として互いに包み支え合う社会をつくるという考え方

### 2. 基本方針

#### 1) 障がいへの理解と啓発

障がいのある人もない人も、誰もが地域で安全安心に暮らしていけるよう障がいに対する理解が必要です。

令和6（2024）4月に改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、対話を図りながら、障がい者に対する不当な差別の禁止や合理的な配慮に向けた取り組みを行います。

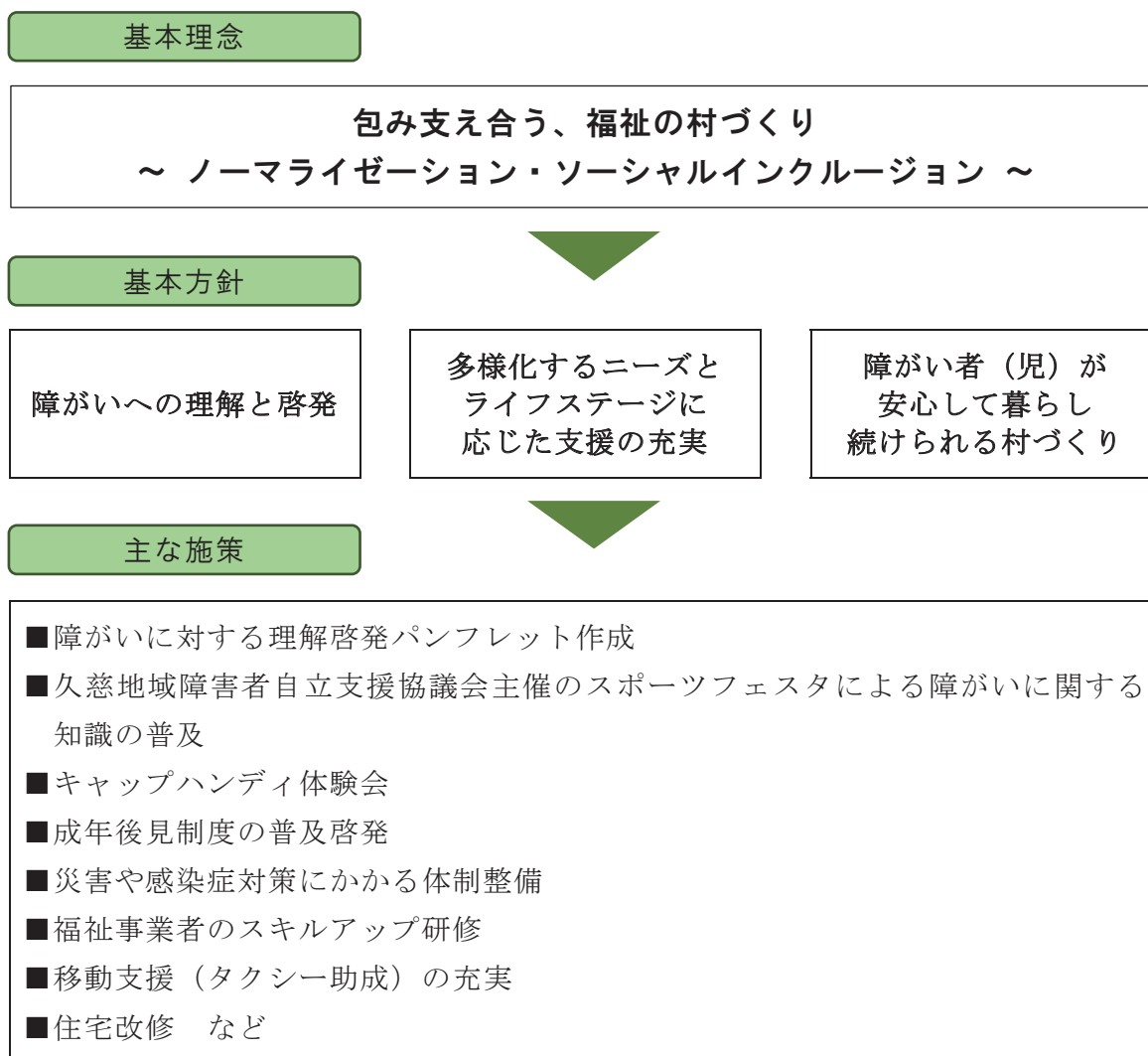
#### 2) 多様化するニーズとライフステージに応じた支援の充実

ニーズの多様化、高齢化など取り巻く環境が変わっており、ライフステージに応じた支援が一層重要になっています。また、ライフステージの節目において、障がい児と関わる支援者間で必要な情報をスムーズに引き継ぐことが大切です。医療・福祉・介護・保育・教育などの関係部局や関係団体などが連携し、切れ目のない支援体制を構築してまいります。

### 3) 障がい者（児）が安心して暮らし続けられる村づくり

いつまでも安心して暮らし続けるために、通院や買い物等の交通手段の確保や、地域でともに支え合う互助の体制づくりなどを進め、地域共生社会の実現を目指します。また、近年の災害発生や、新型コロナウイルス感染症の流行などを踏まえ、災害や感染症対策を推進します。

## 3. 施策の体系と展開



#### ■障がいに対する理解啓発に向けて

障がい者が地域で安心して生活を営むためには、村民が障がいについて理解し正しい知識を持つ必要があります。障がいや障がい者に対する正しい知識を持ち、理解を深めていけるよう、久慈管内4市町村で共同設置している久慈地域障害者自立支援協議会が主催するスポーツフェスタやキャップハンディ体験会の開催、広報などにより、障がいに関する知識（心のバリアフリー）の普及・啓発に努めます。

また、アンケート調査の結果から、就労支援として「職場の上司や同僚の障がい理解」や「職場の障がい者理解」が課題として挙げられています。企業向け説明会

を開催するなど、障がいに関する知識の普及を通じて、就労につなげる説明会を開催します。

#### ■移動支援などの充実に向けて

アンケート調査の結果から、地域で生活するための支援として「経済的な負担の軽減」や「通院・通所等の移動支援」などが課題として挙げられています。このような負担や不安が軽減されるよう、列車・バス・タクシーなどの運賃や割引制度の周知、申請手続きの支援に努めます。

また、役場庁舎や学校、集会施設などの公共施設における出入口やトイレなどについては、関係部署と連携しながら、優先的に障がい者に配慮した整備に努めます。

その他、円滑に自宅で移動できるよう、住宅改修の一部を助成（上限 40 万円／軒）します。

#### ■早期発見と療育支援に向けて

障がいのある子どもとその家族に対して、一人ひとりの障がいや発達の状況に応じて支援ができるよう、医療・保健・福祉・教育などの関係機関との連携のもと、乳児期から学齢期の各ライフステージの課題に応じた療育・発達支援を行います。

障がいの早期発見を含めて乳幼児の健康の保持増進等を図るため、乳幼児健康診査等への指導を行います。また、地域のかかりつけ医とのネットワークを構築していきます。

#### ■成年後見制度の普及・啓発に向けて

成年後見制度は、認知症高齢者や障がい者など判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みとして、平成 12（2000）年 4 月 1 日に始まりました。

本村では、久慈市・洋野町・野田村の久慈地域 3 市町村と連携し、平成 28（2016）年 12 月に久慈地域成年後見センターを合同設置して、成年後見制度の普及啓発と利用促進を図ってきました。

アンケート調査では、回答者の 20.9%が「名前も内容も知っている」と回答する一方、「名前も内容も知らない」が 26.7%、「名前を聞いたことがあるが内容は知らない」が 43.9%と、さらなる周知と利用促進の取組が必要になっています。

このような状況を踏まえ、また、平成 29（2017）年 3 月に成年後見制度の利用促進に関する法律に基づく国の成年後見制度利用促進基本方針計画の閣議決定を受けて、本村、久慈市、洋野町、野田村では、広域行政としての権利擁護の取り組みを進めるため、「久慈圏域成年後見制度利用促進基本計画」を令和 3（2021）年 3 月に策定しました。

その理念等を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項の規定に基づく市町村計画を「第 2 次普代村地域福祉計画」と一体的に策定し、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に進めてまいります。

#### ■災害に係る体制整備に向けて

令和6（2024）年1月に発生した能登半島地震や平成23（2011）年3月東日本大震災をはじめ、近年多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしています。特に障がいのある方は、迅速な避難が困難なこともあることから、災害の犠牲になるリスクが高まります。

また、アンケート調査の結果から、5割以上の方が「災害時について特に対策はしていない」、同じく5割以上の方が「近所にあなたを助けてくれる人がいない・わからない」と回答しています。

これらのことから、災害があっても地域で安心して暮らし続けることができる体制を整備していきます。

#### ■専門従事者の育成などに向けて

障がいのある人の健康維持、生活支援などに従事する人材の資質向上に努めます。また、分野や組織を超えた研修会や交流会の開催などを通じて、障がい者に関わる専門従事者間の連携の強化を図ります。

行政職員の障がい者への理解と人権意識・福祉意識の向上を図り、複雑・多様化するニーズに対し柔軟に対応できるよう、県及び関係団体などと連携し、相談支援体制の充実に努めます。

# 第5章 第7期障がい福祉計画と 第3期障がい児福祉計画

本計画では、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及びどの場所で誰と生活をするかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資するため、国の基本指針に基づき、令和8（2026）年度までに必要とされるサービス量の目標を設定し、そのサービス量が確保できるように計画的に基盤を整備します。

## 1. 国の第7期障がい福祉計画の基本方針の概要

- ◎福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ◎精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ◎地域生活支援の充実
- ◎福祉施設から一般就労への移行等
- ◎障害児支援の提供体制の整備等
- ◎相談支援体制の充実・強化等
- ◎障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

## 2. 計画の数値目標

### 1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針では、令和4（2022）年度末時点における施設入所者を5%以上削減し、地域生活に移行する者の目標値を6%以上としています。当指針に基づき、令和8年度末の入所者数を7人、地域生活移行者数1人を目標とします。

項目	数値（人）	備考
令和4年度末の入所者数（A）	8	令和4年度末時点における入所施設の利用者数
令和8年度末の入所者数（B）	7	令和8年度末時点における入所施設の利用者数
【目標値（5%以上）】 削減見込（A）－（B）	1	令和4年度末時点から令和8年度末時点の施設入所者を5%以上削減
【目標値（6%以上）】 地域生活移行者数	1	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行



## 2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたって、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要があります。

このことから、国の指針では、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すこととしています。

項目	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	1	1	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	11	11	11
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）	0	0	1
精神障がい者の地域移行支援（人）	0	0	1
精神障がい者の地域定着支援（人）	1	1	2
精神障がい者の共同生活援助（人）	1	1	1
精神障がい者の自立生活援助（人）	0	0	1

## 3) 地域生活支援の充実

国の指針では、第7期計画において、地域での生活の支援するためのサービス提供体制の一環として、地域生活支援拠点を市町村において整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、運用状況の検証・検討を年1回以上行うこととしています。

また、強度行動障害を有する方の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を各市町村または圏域において進めることも求められています。

第7期計画期間において、体制整備を行いながら運用検証及び検討を令和8（2026）年度末までに実施します。

項目	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
地域生活支援拠点の設置（か所）	0	0	1
強度行動障害者への支援体制の整備	0	0	1

#### 4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針では、「福祉施設から就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を、令和 8（2026）年度には令和 3（2021）年度実績の 1.28 倍以上になること」を目標に定めています。

また、「就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所が、就労移行支援事業所の 5 割以上であること」や「就労定着支援事業の利用者数が令和 3（2021）年度末実績の 1.41 倍以上であること」「就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合が、全体の 25%以上であること」が国の目標として示されています。

項目	数 値	備 考
令和 3 年度の福祉施設から一般就労への移行者数（人）	0	福祉施設利用者のうち、令和 3 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
<b>【目標値】</b> 令和 8 年度の福祉施設から一般就労への移行者数（人）	1	令和 8 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数【令和 3 年度の 1.28 倍以上】
令和 3 年度の就労移行支援事業所から一般就労への移行者数（人）	0	令和 3 年度において就労移行支援事業所を利用し、一般就労した者の数
<b>【目標値】</b> 令和 8 年度の就労移行支援事業所から一般就労への移行者数（人）	1	令和 8 年度において就労移行支援事業所を利用し、一般就労した者の数【令和 3 年度の 1.31 倍以上】
<b>【目標値】</b> 一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の就労移行支援事業所の割合（%）	50	令和 8 年度における就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合【国の指針 50%以上】
令和 3 年度の就労継続支援 A 型事業所から一般就労への移行者数（人）	0	令和 3 年度において就労継続支援 A 型事業所を利用し、一般就労した者の数
<b>【目標値】</b> 令和 8 年度の就労継続支援 A 型事業所から一般就労への移行者数（人）	0	令和 8 年度において就労移行支援事業所を利用し、一般就労した者の数【令和 3 年度の 1.29 倍以上】
令和 3 年度の就労継続支援 B 型事業所から一般就労への移行者数（人）	0	令和 3 年度において就労継続支援 B 型事業所を利用し、一般就労した者の数
<b>【目標値】</b> 令和 8 年度の就労継続支援 B 型事業所から一般就労への移行者数（人）	1	令和 8 年度において就労移行支援事業所を利用し、一般就労した者の数【令和 3 年度の 1.28 倍以上】

令和3年度の就労定着支援事業所から一般就労への移行者数(人)	0	令和3年度において就労定着支援事業所を利用し、一般就労した者の数
【目標値】 令和8年度の就労定着支援事業所から一般就労への移行者数(人)	1	令和8年度において就労定着支援事業所を利用し、一般就労した者の数【令和3年度の1.41倍以上】
【目標値】 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合(%)	25	令和8年度における就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合【国の指針25%以上】

## 5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8(2026)年度末までに「児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1カ所以上設置」、「全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築」、「医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置」等が求められています。

本村では、単独での整備が難しいことから、久慈圏域で連携し、令和8(2026)年度末までに児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保するとともに、医療的ケア児の支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを目指します。

項目	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
児童発達支援センターの設置	0	0	1
保育所等訪問支援の構築	0	0	1
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	0	0	1
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス数	0	0	1
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1	1	1
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	0	0	1

## ○本村の取り組み

### ・子育て支援に係る施策との連携

県の障がい児支援の中核拠点となる「岩手県立療育センター」、村の専門職が常駐する「保健センター」などと連携し、診療、相談、療育訓練の機能強化を図るとともに並行して利用する子ども園等と連携した支援を充実します。また、「子ども・子育て支援計画」との整合性を図りつつ施策の推進を図ります。

### ・地域での障がいに対する理解の促進

障がい児とその家族が地域で安心して生活し、健やかに成長していくために、村民の障がいに対する理解を促進するための取組を進めます。

### ・教育との連携

就学時及び卒業時における支援が円滑に移行し、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るための「教育支援委員会」において教育委員会などの関係機関との連携体制を整備します。

## 6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和8（2026）年度末までに、障がいの種別や各種のニーズに対応できる、総合的・専門的な知識や技能をもった人材の育成し、地域の相談支援体制の充実に努めます。

また、基幹相談支援センターの設置については、本村では、単独での整備が難しいことから、久慈圏域で連携し、令和8（2026）年度末までに設置することを目指します。

項目	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件）	0	0	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数（件）	0	0	1
地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数（回）	0	0	1
基幹相談支援センターの設置（か所）	0	0	1

## 7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス事業所と連携を図りながら、サービスの質向上に資する研修会への参加、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有に努めます。

また、多岐にわたる支援が必要なことから、医療・福祉・保育・教育機関や関係団体などとの一層の連携強化を図ります。

項目	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数(人)	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有と実施回数(回)	4	4	4

### 3. 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

#### 1) 訪問系サービス

##### ■村の現状と課題

村内において、訪問系サービスは「居宅介護」と「重度訪問介護」のサービス事業所が各1カ所あります。「行動援護」や「同行援護」、「重度障害者等包括支援」については、村内にはないため、近隣市町村のサービスを利用しなければなりません。

##### ■村の目標と取り組み

令和6(2024)年度からの目標値については、前計画の実績値を参考に設定しています。

#### 【居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援】

項目		令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	
サービス見込量 (月間量)	居宅介護	利用者数(人)	7	7	7
		時間分(時間)	70	70	70
	重度訪問介護	利用者数(人)	0	0	1
		時間分(時間)	0	0	10
	行動援護	利用者数(人)	0	0	0
		時間分(時間)	0	0	0
	同行援護	利用者数(人)	0	0	0
		時間分(時間)	0	0	0
	重度障害者等包括支援	利用者数(人)	0	0	0
		単位数(単位)	0	0	0
サービス事業の実施に関する考え方など	地域で生活する障がい者に、障がいの特性に応じた質の高いサービスを提供するために、関係機関や事業者と連携して援助技術の向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				

見込量確保の方策	現在村内には、居宅介護と重度訪問介護のサービス提供事業者があり、重度訪問介護に関しては、利用者がいない状況であります。これらの事業については利用者数が増加しても現在の事業所で十分対応可能であると考えます。需要動向の把握に努め、事業所と連携し、サービスの質と量の確保に努めます。
----------	--

## 2) 日中活動系サービス

### ■村の現状と課題

村内には身体障がい者と知的障がい者の入所・通所施設はなく、近隣市町村及び県内の施設や事業所を利用している状況です。このため、サービス事業所の確保・整備が必要となっています。

### ■村の目標と取り組み

福祉施設利用者の一般就労への移行を促進するため、事業所との調整会議を行い、就労移行支援・就労継続支援事業への移行予定の事業所への事業所の拡充と近隣市町村の事業所との調整を行いました。本計画においては、前計画の実績を踏まえ、目標値を設定します。

#### 【生活介護】

項目		令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	利用者数(人)	10	10	10
	利用量(人日分)	220	220	220
サービス事業の実施に関する考え方など	常に介護を必要とする障がい者に、日中、質の高い介護と日中活動の場を提供するため、関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修等を開催し、サービスの向上を図ります。			
見込量確保の方策	事業所等の意向を確認しながら、サービス需要の動向の把握に努めます。また、事業者と連携してサービス提供体制の整備・充実に努めます。			

#### 【自立訓練(機能訓練)】

項目		令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	利用者数(人)	1	1	1
	利用量(人日分)	15	15	15
サービス事業の実施に関する考え方など	リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニングを中心に一定の期間を決めて行い、障がいのある方の地域生活への移行を支援します。			
見込量確保の方策	村内に事業所等が無い場合、サービス需要の動向の把握に努め、必要に応じ、サービス提供体制の整備に努めます。			

【自立訓練（生活訓練）】

項 目		令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	利用者数（人）	2	2	2
	利用量（人日分）	40	40	40
サービス事業の実施 に関する考え方など	入所施設の退所者や病院の退院者、特別支援学校等の卒業者等に、地域生活ができるよう日常生活能力の向上・日常生活上の相談支援等を行います。			
見込量確保の方策	事業所等の意向を確認しながら、サービス需要の動向の把握に努めます。また、事業者と連携してサービス提供体制の整備・充実に努めます。			

【就労選択支援】

項 目		令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	利用者数（人）	—	0	1
サービス事業の実施 に関する考え方など	令和 6 年度より新たに創設されたサービスです。障がいがある方の希望や能力に沿った就労選択を支援し、適切な一般就労や就労系障害福祉サービスにつなげる支援を行います。			
見込量確保の方策	新たに創設されたサービスであり、本計画においてはサービス需要の動向の把握に努め、必要に応じ、サービス提供体制の整備に努めます。			

【就労移行支援】

項 目		令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	利用者数（人）	0	0	1
	利用量（人日分）	0	0	15
サービス事業の実施 に関する考え方など	一般企業等への就労を希望する障がい者に、適性にあった職場探しや就労後の職場定着等の支援を行います。			
見込量確保の方策	事業所等の意向を確認しながら、サービス需要の動向の把握に努めます。また、事業者と連携してサービス提供体制の整備・充実に努めます。			

【就労継続支援 A 型（雇用型）】

項 目		令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	利用者数（人）	1	1	1
	利用量（人日分）	15	15	15

サービス事業の実施に関する考え方など	一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、受入れ企業の開拓等、一般就労に向けた支援を行います。
見込量確保の方策	事業所等の意向を確認しながら、サービス需要の動向の把握に努めます。また、事業者と連携してサービス提供体制の整備・充実に努めます。

【就労継続支援B型（非雇用型）】

項目		令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	利用者数（人）	12	12	12
	人日分	200	200	200
サービス事業の実施に関する考え方など	一般企業等での就労が困難な障がい者に、就労体験、企業の開拓等、一般就労に向けた支援を行います。			
見込量確保の方策	事業所等の意向を確認しながら、サービス需要の動向の把握に努めます。また、事業者と連携してサービス提供体制の整備・充実に努めます。			

【就労定着支援】

項目		令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	利用者数（人）	0	0	1
サービス事業の実施に関する考え方など	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整の支援を行います。			
見込量確保の方策	事業所等の意向を確認しながら、サービス需要の動向の把握に努めます。また、事業者と連携してサービス提供体制の整備・充実に努めます。			

【療養介護】

項目		令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	利用者数（人）	1	1	1
サービス事業の実施に関する考え方など	医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上のケアを支援します。			
見込量確保の方策	村内に事業所等が無い場合、サービス需要の動向の把握に努め、必要に応じ、サービス提供体制の整備に努めます。			



【短期入所（福祉型）】

項 目		令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	利用者数（人）	1	1	1
	利用量（人日分）	15	15	15
サービス事業の実施 に関する考え方など	地域で生活する障がい者に対し、介護する人が病気等の場合に、身近なところでサービスを受けられるよう支援します。			
見込量確保の方策	入所施設の定員削減に伴う空き居室の利用や通所系事業所、介護サービス事業所の小規模多機能型居宅介護事業所登録定員の空き活用を促進します。			

【短期入所（医療型）】

項 目		令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	利用者数（人）	0	0	0
	利用量（人日分）	0	0	0
サービス事業の実施 に関する考え方など	医療的ケアを必要とする障がい者の介護者が病気などの理由により自宅で介護を行うことができない場合に、介護を受ける障がい者が病院や介護老人保健施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護及び医療的ケアを支援します。介護者にとってのレスパイトサービス（休息）の機能も有しています。			
見込量確保の方策	村内に事業所等が無い場合、サービス需要の動向の把握に努め、必要に応じ、サービス提供体制の整備に努めます。			

3) 居住系サービス

■村の現状と課題

村内には、居住系サービス事業所が無いことから、近隣市町村及び県内の施設や事業所を利用している状況です。このため、在宅復帰を促進する観点からも、村内での居住系サービス事業所の確保・整備が必要となっています。

■村の目標と取り組み

令和 4（2022）年度実績で、共同生活援助（グループホーム）の利用者は 4 人、施設入所者は 8 人となっています。国の基本方針「施設入所者の地域生活への移行」に基づき、体制を整備していきます。

【自立生活援助】

項 目		令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	利用者数（人）	1	1	1

サービス事業の実施に関する考え方など	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
見込量確保の方策	サービス需要の動向の把握に努めながら、事業者と連携してサービス提供体制の整備・充実に努めます。また、新たな実施主体の参入を促進します。

#### 【共同生活援助（グループホーム）】

項 目		令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	利用者数（人）	3	3	3
サービス事業の実施に関する考え方など	地域において自立した日常生活を営む上で必要な援助を行い、安定した地域生活の維持に向けて相談支援の充実に努めます。また、関係機関や事業者と連携して、世話人等の援助技術向上のための研修を開催し、サービスの質向上を図ります。			
見込量確保の方策	サービス需要の動向の把握に努めながら、事業者と連携してサービス提供体制の整備・充実に努めます。また、新たな実施主体の参入を促進します。			

#### 【施設入所支援】

項 目		令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	利用者数（人）	8	8	8
サービス事業の実施に関する考え方など	施設に入所する障がい者に対して、質の高い介護等の支援を行うため、関係機関や事業者と連携してサービスの向上を図ります。			
見込量確保の方策	現在の利用者の地域移行を進めるとともに、事業者と連携してサービス提供体制の整備・充実に努めます。			

### 4) 相談支援

#### ■村の現状と課題

村内には、相談支援事業所などが無いことから、近隣市町村及び県内の施設や事業所を利用している状況です。障がい者の課題の解決や適切なサービスの利用に向け、村内での相談支援事業所の確保・整備が必要となっています。

#### ■村の目標と取り組み

相談支援事業所など関係機関との連携を図り、利用者に適切なサービス利用計画を作成できるよう努めていきます。

### 【計画相談支援】

項 目		令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	利用者数 (人)	4	4	4
サービス事業の実施 に関する考え方など	障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントにより細かく支援するため、サービスの支給決定前にサービス等利用計画案を作成し、サービス支給決定を受けたあと、サービス提供事業者とサービス担当者会議を経て作成します。作成後は、定期的にモニタリングし、計画の見直しを行います。			
見込量確保の方策	利用者全員の計画相談支援を実施するために、相談支援事業者の体制整備など、状況把握に努めながら適切な支援を行います。			

### 【地域移行支援】

項 目		令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	利用者数 (人)	1	1	1
サービス事業の実施 に関する考え方など	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進するため、住居の確保、その他の地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。			
見込量確保の方策	入所施設及び精神科病院との連携強化を図り、障がい者の地域移行がスムーズかつ適切に行われるような支援体制の構築を図ります。			

### 【地域定着支援】

項 目		令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	利用者数 (人)	2	2	3
サービス事業の実施 に関する考え方など	居宅において単身生活する障がい者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。			
見込量確保の方策	相談支援専門員や地区民生委員と連携を強化し、居宅において生活する障がい者が安心して生活できるようにするためにも、支援体制の構築を進めていきます。			

## 5) 障がい児通所支援

### ■ 村の現状と課題

村内には、児童福祉法第 21 条の 5 の 2 に基づく障がい児におけるサービス提供事業者はなく、近隣市町村の施設や事業所を利用している状況にあり、村外関

係機関との連携が必要となっています。

■村の目標と取り組み

サービス利用の適正な運用が図られるよう、関係各機関との連絡調整を図り、一定のサービス内容の質の確保を求めています。

【児童発達支援】

項目		令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日分)	0	0	0
サービス事業の実施に関する考え方など	障がい児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練を提供します。			
見込量確保の方策	ニーズの把握に努めるとともに、サービス提供事業者等と連携し、支援提供体制の整備・充実に努めます。			

【医療型児童発達支援】

項目		令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	利用者数(人)	1	1	1
	利用量(人日分)	5	5	5
サービス事業の実施に関する考え方など	障がい児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練及び治療を提供します。			
見込量確保の方策	医療型児童発達支援センターの設置について進めるとともに、サービス提供事業者等と連携し、支援提供体制の整備・充実に努めます。			

【放課後等デイサービス】

項目		令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	利用者数(人)	3	3	3
	利用量(人日分)	54	54	54
サービス事業の実施に関する考え方など	就学中の障がい児に、授業終了後または夏・冬休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進を図ります。			
見込量確保の方策	ニーズの把握に努めるとともに、サービス提供事業者等と連携し、支援提供体制の整備・充実に努めます。			

【保育所等訪問支援】

項目		令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日分)	0	0	0
サービス事業の実施 に関する考え方など	保育所・幼稚園・小学校等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。			
見込量確保の方策	ニーズの把握に努めるとともに、サービス提供事業者等と連携し、支援提供体制の整備・充実に努めます。			

【居宅訪問型児童発達支援】

項目		令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日分)	0	0	0
サービス事業の実施 に関する考え方など	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対して居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。			
見込量確保の方策	ニーズの把握に努めるとともに、サービス提供事業者等と連携し、支援提供体制の整備・充実に努めます。			

6) 障がい児相談支援

■村の現状と課題

障がい児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障がい児支援利用計画を作成します。村内には相談支援事業所が1ヵ所あります。

■村の目標と取り組み

サービス利用の適正な運用が図られるよう、関係各機関との連絡調整を図り、一定のサービス内容の質の確保を求めていきます。

【障がい児相談支援】

項目		令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	利用者数(人)	3	3	3
サービス事業の実施 に関する考え方など	障がい児通所支援の給付決定等について、障がい児支援利用計画の作成、関係者との連絡調整、障がい児通所支援の利用状況の検証、給付決定等に係る申請の勧奨等を行います。			
見込量確保の方策	ニーズの把握に努めるとともに、適正な運用が図られるよう、一定のサービス内容の質の確保を求めていきます。			

## 7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

### ■村の現状と課題

本村には、コーディネーターの配置機関は設置されておらず、関係機関との連携が必要になっています。

### ■村の目標と取り組み

医療的ケアを要する障がい児が、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、相談支援専門員を令和8（2026）年度までに1人配置することを目指します。

#### 【コーディネーターの配置人数】

項目		令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	利用者数(人)	0	0	1
サービス事業の実施 に関する考え方など	医療的ケアを要する障がい児が、地域において必要な支援を円滑にうけることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うため、コーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。			
見込量確保の方策	ニーズの把握に努めるとともに、支援体制の充実に努めます。			

## 8) 発達障がい者等に対する支援

### ■村の現状と課題

発達障がい者等に対する支援の一環として、発達障がい児の子育てをする家族の精神的負担の軽減を図るペアレントプログラムを実施していますが、具体的な実績は無く、より一層の関係機関との連携が必要になっています。

### ■村の目標と取り組み

当該サービスのニーズの把握を行いながら、関係各機関との連絡調整を図り、一定のサービス内容の質の確保を求めています。

#### 【発達障がい者等に対する支援】

項目		令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
サービス見込量 (月間量)	ペアレントトレーニング等の受講者(人)	2	2	2
	ペアレントメンター(人)	1	1	1
	ピアサポート活動への参加(人)	1	1	1

サービス事業の実施に関する考え方など	発達障がい児等やその家族等への支援として、子どもの行動を客観的に把握・理解する方法を学ぶことや同じ悩みを持つ保護者のネットワークを作ること等を目的としたペアレントプログラムを実施し、子育ての精神的負担の軽減を図ります。発達障がい児の子育ての経験のある方がその育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない保護者に対して相談を行うペアレントメンターについては、活動に関する村民への情報提供等、支援を行います。
見込量確保の方策	ニーズの把握に努めるとともに、支援体制の充実に努めます。

#### 4. 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

##### 1) 市町村事業（必須事業）

事業名	単位	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	備考
(1) 理解促進研修・啓発事業	有無	無	無	無	
(2) 自発的活動支援事業	有無	無	無	無	
(3) 相談支援事業					
①障害者相談支援事業	箇所	0	1	1	
基幹相談支援センターの設置	有無	無	無	有	
②基幹相談支援センター 一等機能強化事業	有無	有	有	有	久慈圏域4市町村 共同委託
③住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	
(4) 成年後見制度利用支援 事業	人	1	1	1	実利用人員
(5) 成年後見制度法人利用 支援事業	有無	有	有	有	久慈圏域4市町村 共同委託
(6) 意思疎通支援事業					
①手話通訳者・要約筆 記者派遣事業	人	0	0	1	実利用人員
②手話通訳者設置事業	箇所	0	0	0	実設置見込者数
(7) 日常生活用具給付等事業					
①介護・訓練支援用具	件	0	0	0	給付見込件数
②自立生活支援用具	件	0	0	0	給付見込件数

事業名	単位	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	備 考
③在宅療養等支援用具	件	0	0	0	給付見込件数
④情報・意思疎通支援用具	件	0	0	0	給付見込件数
⑤排泄管理支援用具	件	60	60	60	給付見込件数
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	0	0	給付見込件数
(8) 手話奉仕員養成研修事業	件	0	0	0	給付見込件数
(9) 移動支援事業					
実利用人員	人	1	1	1	
延べ利用時間	時間	5	5	5	
(10) 地域活動支援センター					
①自市町村利用分					
設置箇所数	箇所	1	1	1	
実利用人員	人	1	1	1	
②他市町村利用分					
設置箇所数	箇所	4	4	4	
実利用人員	人	6	6	6	

## 2) 市町村事業（任意事業）

事業名	単位	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	備 考
(1) 知的障害者職親委託事業					
実施箇所数	箇所	0	0	0	
実利用者数	人	0	0	0	
(2) 日中一時支援事業					
実施箇所数	箇所	4	4	4	
実利用者数	人	6	6	6	



### 3) その他社会参加促進事業について

障がい者の社会参加や、障がいに対する住民の理解を促進するために、各種事業を行います。

また、民間団体等により行なわれている芸術・文化講座開催等事業に対する事業費補助等の支援や、当事者団体、ボランティア団体と連携し、社会参加促進に係る各種活動を支援します。

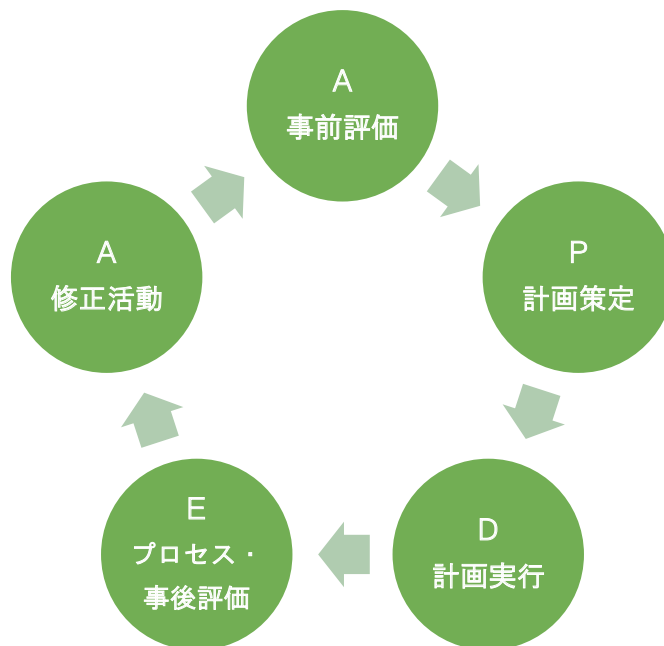
## 第6章 計画の推進に向けて

### 1. 施策の進捗管理

本計画に基づく事業を効果・効率的に推進していくためには、計画の進捗状況やサービスの利用状況などを定期的に把握するとともに公表し、計画策定と同様に村民の意見を反映させていくことが重要になります。そのため、定期的に、本計画の進捗状況をアセスメントし、社会の情勢や村民の意向などを踏まえながら、計画の効果的な推進に向けて適切な見直しを行っていきます。

#### 【APDEAマネジメントサイクルによる計画策定】

- ・ 事前評価（A：Assessment）
- ・ 計画策定（P：Planning）
- ・ 計画実行（D：Do）
- ・ プロセス・事後評価（E：Evaluation）
- ・ 修正活動（A：Action）



### 2. 推進体制

計画の取り組みが多岐に渡ることから、障がい者福祉の担当部署のみならず、関係部署との連携を強化し、一体となり計画を推進します。また、村民、民生委員・児童委員、地域の活動団体、ボランティア団体、医療・保健・障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関・団体と連携を図りながら計画を推進します。

# 資料編

## 【資料 1 : 用語解説】

### 【あ行】

用語	用語の解説
医療的ケア児	人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児。 ※医療的ケア：日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為（痰の吸引や経管栄養の注入など）。

### 【か行】

用語	用語の解説
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な人に代わり、援助者がその権利やニーズ獲得を行うこと。
合理的配慮	障がいの有無に関わらず、平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。平成 28（2016）年 4 月に改正された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」により、行政機関や事業者には、障がい者に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められている。

### 【さ行】

用語	用語の解説
社会福祉協議会	地域の様々な福祉課題に対してサービス提供を行う社会福祉法人。各種地域福祉サービスの提供、民生児童委員活動の支援、ボランティア活動の支援、災害時のボランティア活動、生活福祉資金の貸付、生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業等に取り組む。
障害者基本法	障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体などの責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。
障害者虐待防止法	障がい者に対する虐待は、尊厳を害する行為と位置づけ、虐待の早期発見・防止を目的とした法律。

用語	用語の解説
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害、発達障害等によって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

#### 【た行】

用語	用語の解説
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
特別支援学校	障がいのある人などが「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。

#### 【な行】

用語	用語の解説
難病等	難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立されていない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。
日常生活自立支援事業	判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理などを行う制度。

#### 【は行】

用語	用語の解説
避難行動要支援者名簿	災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者」を災害に備えて地域全体で支援していく取り組みを進めるため、災害基本法に基づき、市町村が作成する名簿。事前に情報提供の同意のあった要支援者の名簿は、防災関係機関や地域自治組織等に配布され、平常時の見守り活動等にも活用される。

【ま行】

用 語	用語の解説
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の相談に応じ、必要な援助を行う。また、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

【や行】

用 語	用語の解説
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報のデザイン。

【資料 2：普代村障がい者福祉計画策定委員会設置要綱】

普代村障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 普代村障がい福祉計画及び普代村障がい児福祉計画（以下「計画」という。）の策定について広く意見を求めるため、普代村障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要と認められること。

(組織)

第 3 委員会は、委員 15 人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 関係団体の推薦者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 識見を有する者
- (4) その他必要と認められる者

2 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 委員会は、必要に応じて村長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(補則)

第 7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 14 日告示第 2 号）

この要綱は、令和 3 年 1 月 14 日から施行する。

【資料 3：普代村障がい者福祉計画策定委員会委員名簿】

◆委員

所属団体等	役職名	氏名	備考
普代村社会福祉協議会	会長	宇部由明	委員長
普代村行政連絡員協議会	会長	新屋喜久男	副委員長
普代福祉会	理事長	大上重信	
普代村民生児童委員協議会	会長	畠山伊代子	
普代村身体障害者相談員	相談員	下道茂子	
普代村知的障害者相談員	相談員	釜谷壽人	
普代村老人クラブ連合会	会長	下谷地良一	
普代村シルバー人材センター	会長	大村耕一	
普代中学校PTA	会長	金子佑季子	
普代小学校PTA	会長	齋藤勝	
はまゆり子ども園PTA	会長	前川彩乃	
つちのこ保育園利用者	保護者代表	鬼束恵理香	
普代村国民健康保険診療所	所長	荒谷宗充	
久慈警察署普代駐在所	所長	小野寺誠	
久慈消防署普代分署	分署長	工藤俊一	

◆オブザーバー

所属団体等	役職名	氏名	備考
県北広域振興局 保健福祉環境部 企画管理課	課長	高橋永江	
久慈広域連合 介護保険課	課長	田高慎	
久慈地域成年後見センター	権利擁護支援 係長	向井知成	

(敬称略)







松家 圭輔さん「ぼくの三鉄切符」

## 普代村障がい福祉計画・普代村障がい児福祉計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

令和6（2024）年3月

発行 普代村

編集 住民福祉課

〒028-8392 岩手県下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13番地2

TEL 0194-35-2113 FAX 0194-36-1026

